

令和 5 年度 病床整備事前協議について

1 横浜二次保健医療圏における令和 5 年度病床整備事前協議対象病床数

385 床

2 配分案について

資料 1 - 3 のとおり

3 令和 5 年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方

(1) 対象医療機関等

- ア 回復期・慢性期機能を担うもの（表 1）とします。
- イ 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とします。

表 1 回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料

回復期 機能	回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料
慢性期 機能	療養病棟入院基本料 有床診療所療養病床入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 緩和ケア病棟入院料

(2) 配分に当たっての考え方

ア 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価して行います。

- (ア) 地域の医療需要との整合性
- (イ) 地域医療連携等に係る調整状況
- (ウ) 運営計画（人材確保計画、資金計画）の実現性
- (エ) 整備計画（土地確保、建築計画）の確実性

イ 病床は、以下の点を要件として、配分します。

- (ア) 原則として、開設等許可後 10 年間は、配分を受けたときの機能と病床数を維持すること。
- (イ) 10 年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。
- (ウ) 原則として、医療法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出を、表 2 の期間内までに行える事業計画であること。

表2 許可申請の期間

項目		期間
工事を伴わない場合		翌年度の11月30日まで
工事を伴う場合	改修等による増床	病床配分決定通知日から1年以内
	新設（移転再整備を含む） 又は増改築を伴う増床	病床配分決定通知日から2年以内
	再開発事業等を伴う新設	事業計画で予定する期日
	上記により難しいことが 認められる場合	市と調整の上、必要と認めた期間